

高松市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するために意思疎通支援者を派遣する高松市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者等 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の3に規定する対象者をいう。
- (2) 意思疎通支援者 地域生活支援事業の実施について別記6の4(2)に規定する手話通訳者及び要約筆記者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、高松市とする。

- 2 市長は、適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(意思疎通支援者の責務)

第4条 意思疎通支援者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らさないこと。
- (2) 服装、言語等について十分な配慮をすること。
- (3) 聴覚障害者等の言語、判断等に疑念又は援助の必要性を感じたときであっても、本人の意思を尊重し、意思疎通支援者の一方的な判断で疑問の提起、助言等を行わないこと。
- (4) 聴覚障害者等の円滑な意思疎通を図るため、依頼された通訳方法によるほか、必要に応じて支援を行うこと。
- (5) 手話及び要約筆記に関する技術ならびに聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

第5条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、高松市内に居住する聴覚障害者等であつて、日常生活及び社会生活を営むために必要な行為（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）をする場合に適当な意思伝達の仲介者が得られない者とする。

(1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容であるもの

(2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容であるもの

(3) その他市長が派遣の必要がないと認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市区町村長から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市区町村の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする高松市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の区域及び時間)

第6条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、香川県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を香川県外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、当該派遣先が遠隔地であること等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、当該派遣先の市区町村長に依頼し、登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前8時から午後10時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の申請)

第7条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条第1項に規定する聴覚障害者等及びその者の家族等

(2) 第5条第1項に規定する聴覚障害者等で構成する団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、高松市意思疎通支援者派遣申請書（様式第1号。）により、市長に申請しなければならない。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

3 市長が第3条第2項の規定による委託をしている場合においては、前項の申請書は受託者を經由しなければならない。

（派遣の決定）

第8条 市長は、前条第2項の派遣申請書の提出があったときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、高松市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請者の費用負担）

第9条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第11条 受託者は、毎月10日までに前月分の意思疎通支援業務の実績について高松市意思疎通支援者派遣業務報告書（様式第3号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（運営委員会）

第12条 事業の効率的な運営に資するため、高松市意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる者によって構成するものとする。

(1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等

(2) 意思疎通支援者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業)実施要綱の廃止等)
- 2 高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業)実施要綱(平成18年10月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業)実施要綱(以下「旧要綱」という。)第6条第3項の規定により手話奉仕員又は要約筆記奉仕員の派遣の決定を受けている者に係る手話奉仕員又は要約筆記奉仕員の派遣については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

年 月 日

（宛先）高松市長

高松市意思疎通支援者派遣申請書

次のとおり意思疎通支援者の派遣を受けたいので、高松市意思疎通支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき申請します。

申請者	住所	高松市 町		
	氏名		男・女	年齢 歳
	連絡先	F A X ・ T E L — —		
派遣内容				
派遣日時	年 月 日（曜日）			
	時 分から 時 分まで（予定）			
派遣場所				
待ち合わせ	場所			
	時間			
備考				

（注） 1 申請は、派遣日の 7 日前までをお願いします。

2 案内書等、派遣内容が分かるものがあれば、併せて提出してください。

第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった意思疎通支援者の派遣については、次のとおり決定したので、通知します。

1 次のとおり派遣します。

- (1) 日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- (2) 派遣する意思疎通支援者名
- (3) 連絡先
- (4) 特記事項

2 次の理由により派遣できません。

様式第3号（第11条関係）

高松市意思疎通支援者派遣業務報告書

年 月分

日	申請者氏名	派遣時間	派遣場所	通訳者氏名
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		
		: ~ : (時間 分)		

以上のとおり報告します。

年 月 日

団体名
代表者



(宛先) 高松市長